備	00	01	５年
（令和10年３月末まで保存）			
（令和10年３月末まで有効）			

備　一　第　２　８　号
令 和 ４ 年 ６ 月 ２ ３ 日

警備部内各所属長
各　警　察　署　長　　殿

警　　備　　部　　長

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第８条に基づき指定された対象原子力事業所への対応に係る留意事項について

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第９号。以下「本法」という。）第８条第１項及び第２項の規定に基づき、別添１のとおり対象原子力事業所に係る対象施設が指定され、対象施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね300メートルの地域の上空における小型無人機等の飛行が禁止された。

対象原子力事業所を管轄する警察署にあっては、当該対象原子力事業所に対して、別添２の内容に留意するよう説明するなど、対象原子力事業所との連携を十分に図り、引き続き、本法の適切な運用に努められたい。また、対象原子力事業所等に関する国民への周知について、別添３を踏まえ、事務処理上遺漏のないようにされたい。

管内に対象原子力事業所が所在しない警察署にあっては、執務の参考とされたい。

担当：警備第一課警備第四係

別添1

令和4年6月23日現在

小型無人機等飛行禁止法　対象施設一覧

○ 原子力事業所（指定権者：国家公安委員会）

No.	対象施設		指定日・施行日	所在地	備考
1	東北電力株式会社	東通原子力発電所	平成28年5月23日	青森県下北郡東通村大字白糠字前坂下34番地4	
2	日本原燃株式会社	再処理事業所		青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖付	

別添２

対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行に係る同意についての留意事項

１　貴事業所において小型無人機等の飛行に係る同意を行う場合には、警察が通報を受けた際に同意の有無や内容を確認する必要があることから、当該同意を証明する同意書（別紙参考）を交付するとともに、警察への通報時に当該同意書の写しを提出する必要がある旨教示するようお願いいたします。

警察が通報を受けると、同意の内容を確認するため、警察から貴事業所に御連絡することがありますので、同意書には、同意をした対象施設の管理者の連絡先等について記載をお願いいたします。

２　通報は、次の事項を記載した通報書等を警察に提出することで行われますが、警察において通報の内容が同意を得た内容と一致しているかを確かめられるよう、貴事業所において同意をする際には、次の事項についてよく確認していただきますようお願いいたします。

①　小型無人機等の飛行を行う日時
②　小型無人機等の飛行を行う目的
③　小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域
④　操縦者の氏名、生年月日、住所及び電話番号
⑤　操縦者の勤務先の名称、所在地及び電話番号（操縦者が当該者の勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行う場合）
⑥　小型無人機等の飛行に係る機器の種類及び特徴（製造者、名称、製造番号、色、大きさ、積載物その他の特徴）
⑦　小型無人機等の飛行に係る機器の登録記号（航空法の規定により通知された登録記号）

同意を得た内容と異なる内容の通報が警察になされた場合には、適正な通報として取り扱うことが困難となります。よって、貴事業所において同意を求められた際には、運転免許証等による身分確認に留意するほか、同意を得た内容に変更が生じたときには再度同意を得る必要がある旨教示するようお願いいたします。

なお、③については、通報時に警察に地図を提出することとされているところ、貴事業所においても地図による確認をお願いいたします。

３　同意については、一定の条件（例：操縦者が対象施設の管理者から交付された同意書を携帯すること）を付した場合には、その内容が警察においても確認できるよう、同意書に当該条件を記載するようお願いいたします。

４　警察への事前の通報は、対象施設の管理者から同意を得た者だけでなく、管理者自身が飛行を行う場合にも必要となりますので御注意ください。

5　対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域は、緯度・経度により指定されているところ、当該対象施設周辺地域についてホームページ等を利用した広報により、周辺住民等への周知をお願いいたします。

6　本法の同意は、本法以外の法令等による権利義務関係に影響を与えるものではありません。本法の同意があるからといって、例えば航空法による規制がなくなるものではありませんので、操縦者に誤解が生じることのないよう適切な教示をお願いいたします。

7　小型無人機に係る通報への対応のほか、飛行している小型無人機等の早期発見等に関し、防護本部員・警備員による上空監視を強化・徹底することや有用な技術・資機材を調査し、積極的な導入を図ることなど、原子力発電所等における小型無人機等対策についても強化されますよう、格段の御配慮をお願いいたします。

別添３

対象原子力事業所に係る国民への周知についての留意事項

１　対象原子力事業所の区域として告示に規定する図面は、警察本部だけでなく、当該対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という。）にも備え置いて縦覧に供すること。

２　その他、インターネットの利用による対象原子力事業所及び管轄警察署の連絡先の公表のほか、各都道府県警察の実情に応じた国民への周知に努めること。

同　意　書(参　考)

1　小型無人機等の飛行を行う日時
年　　月　　日　　時　　分から　　時　　分まで

2　小型無人機等の飛行を行う目的

3　小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域(当該区域を示す地図を添付)

4　操縦者
(1)　氏　　名
(2)　生年月日
(3)　住　　所
(4)　電話番号

5　操縦者の勤務先（操縦者が当該者の勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載）
(1)　名　　称
(2)　所 在 地
(3)　電話番号

6　小型無人機等の飛行に係る機器の種類

7　小型無人機等の飛行に係る機器の特徴
(1)　製造者
(2)　名称
(3)　製造番号
(4)　色
(5)　大きさ
(6)　積載物
(7)　その他の特徴
(8)　登録記号

8　申込者（申込者が操縦者の代理である場合にのみ記載）
(1)　氏　　名
(2)　生年月日
(3)　住　　所
(4)　電話番号

上記の小型無人機等の飛行に関して同意します。

年　月　日　　対象施設の管理者

担 当 者 連 絡 先

ただし、小型無人機等の飛行を行う間、操縦者が本同意書を携帯すること。

【記載例】

同　意　書(参　考)

1　小型無人機等の飛行を行う日時
令和４年６月25日午後１時00分から午後１時30分まで

2　小型無人機等の飛行を行う目的
○○原子力発電所を上空から撮影するため

3　小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域(当該区域を示す地図を添付)
東京都千代田区霞が関２丁目１番（別添地図参照）

4　操縦者
(1)　氏　　名　　別紙のとおり ※操縦者が複数の場合は記載例のように別紙としてもよい
(2)　生年月日　　同上
(3)　住　　所　　同上
(4)　電話番号　　同上

5　操縦者の勤務先（操縦者が当該者の勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載）
(1)　名　　称　　○○株式会社
(2)　所 在 地　　東京都○○市○○町１－２－３
(3)　電話番号　　０４２－１２３４－５６７８

6　小型無人機等の飛行に係る機器の種類
小型無人機　※特定航空用機器の場合は、気球、ハンググライダー等と記載

7　小型無人機等の飛行に係る機器の特徴
(1)　製造者　　□□株式会社
(2)　名称　　JPN　DRONE
(3)　製造番号　　abcd1234
(4)　色　　赤
(5)　大きさ　　50cm×50cm×15cm
(6)　積載物　　小型カメラ
(7)　その他の特徴　　安全のため機体にワイヤーを装着し係留飛行させる。
(8)　登録記号　　JU12345ABCDE

8　申込者（申込者が操縦者の代理である場合にのみ記載）
(1)　氏　　名　　○○　○○
(2)　生年月日　　昭和○年○月○日
(3)　住　　所　　東京都○○区○○町４－５－６
(4)　電話番号　　０９０－１２３４－５６７８

上記の小型無人機等の飛行に関して同意します。

令和４年６月20日　　○○原子力発電所所長

担 当 者 連 絡 先　　03-1234-5678（内線0099）

ただし、小型無人機等の飛行を行う間、操縦者が本同意書を携帯すること。